

中野区区有施設のユニバーサルデザイン 導入ガイドライン

令和7年3月 中野区

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	令和 7 年 3 月	初版発行

目次

第1章 ガイドラインについて	1
1 策定の目的	2
2 ユニバーサルデザインの考え方	2
3 活用方法	3
4 ガイドラインの見直し	4
第2章 基本となる考え方	6
1 対話を通じた施設整備	7
2 ソフト面・ハード面における施設整備	8
ポイント ユニバーサルデザイン設備の情報提供	9
第3章 ユニバーサルデザインチェックリスト	10
1 チェックリストについて	11
2 チェックリスト	14
1—（1）移動空間【建物外部】	14
① 敷地出入口・敷地内通路.....	14
② —1 階段.....	15
② —2 スロープ.....	16
③ —1 駐輪場.....	17
③ —2 駐車場・車路.....	17
1—（2）移動空間【建物内部】	18
① 建物出入口.....	18
② 受付.....	18
③ —1 廊下.....	19
③ —2 スロープ.....	19
③ —3 階段.....	19
④ エレベーター.....	20
⑤ エスカレーター.....	21
⑥ 各室出入口.....	21
2 行為空間	21
① 観覧席・客席.....	21

② 待合.....	22
③ 窓口.....	22
④ 執務室・会議室.....	22
⑤ 宿泊施設の客室.....	22
⑥ ー1 トイレ【全体計画】	23
⑥ ー2 トイレ【車椅子利用者用便房、男女共用便房】	24
⑥ ー3 トイレ【個別機能を有する便房、その他】	24
⑥ ー4 トイレ【洗面カウンター】	25
⑦ 水飲み器.....	25
⑧ 子育て支援環境.....	25
⑨ 湯沸室.....	25
⑩ 職員休養スペース.....	25
⑪ 食堂.....	26
⑫ 浴室・シャワー室.....	26
⑬ スイッチ・コンセント.....	26
⑭ その他の行為空間.....	26
3 情報.....	27
① 視覚情報.....	27
② 触知情報.....	28
③ 音声情報.....	28
④ 人的対応.....	28
4 環境.....	29
① 光・音・熱・空気質環境.....	29
5 安全.....	29
① 避難・防災.....	29
② 防犯.....	29
第4章 参考資料.....	30
1 参考資料について	31
2 『UDマット』	31
3 トイレの機能分散配置	33
4 窓口の機能	35

第1章 ガイドラインについて

1 策定の目的

中野区では、全ての人がそれぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、中野区ユニバーサルデザイン推進条例及び中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）を策定し、ユニバーサルデザインを推進しています。

中野区ユニバーサルデザイン推進条例において、基本理念の一つとして「支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進」を位置付けています。この基本理念の実現に向けて、本ガイドラインを策定します。

このガイドラインでは、チェックリストを用いて区有施設整備時のユニバーサルデザイン導入基準を示すことにより、区有施設のユニバーサルデザインに関する水準の向上を目指します。また、チェックリストにおいては、整備のハード面に関するチェック項目だけでなく、ソフト面やハート面における工夫も含まれています。これにより施設の魅力を向上させ、誰にとっても利用しやすい区有施設を整備します。

2 ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル」(Universal、全ての、普遍的な)と「デザイン」(Design、設計、計画)を組み合わせた言葉で、「全ての人のためのデザイン」を意味しています。それぞれの言葉の頭文字をとって、「UD (ユーディー)」とも言われます。

ユニバーサルデザインは、建物だけでなく、教育、情報、サービス等あらゆる分野に取り入れることができる考え方です。中野区では、ユニバーサルデザインを「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。」と定義しています。

ユニバーサルデザインとバリアフリー

「バリアフリー」とは、障害者や高齢者等の物理的な障壁（バリア）を取り除くことから始まった考え方です。現在では、対象も様々な人々に広がり、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な全ての障壁に対応する考え方です。

バリアフリーとユニバーサルデザインは優劣の関係ではなく、どちらも暮らしやすい社会の実現を目指す考え方です。

障害者や高齢者等のニーズに応えながらバリアフリーの取組を推進し、できるだけ多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境をつくるのがユニバーサルデザインにつながります。

3 活用方法

区が所有する建築物※を基本とし、それらの新築、改築、増築及び改修工事（委託を含む。）において、本ガイドラインのチェックリスト（14 ページ以降）を参考に整備を行います。

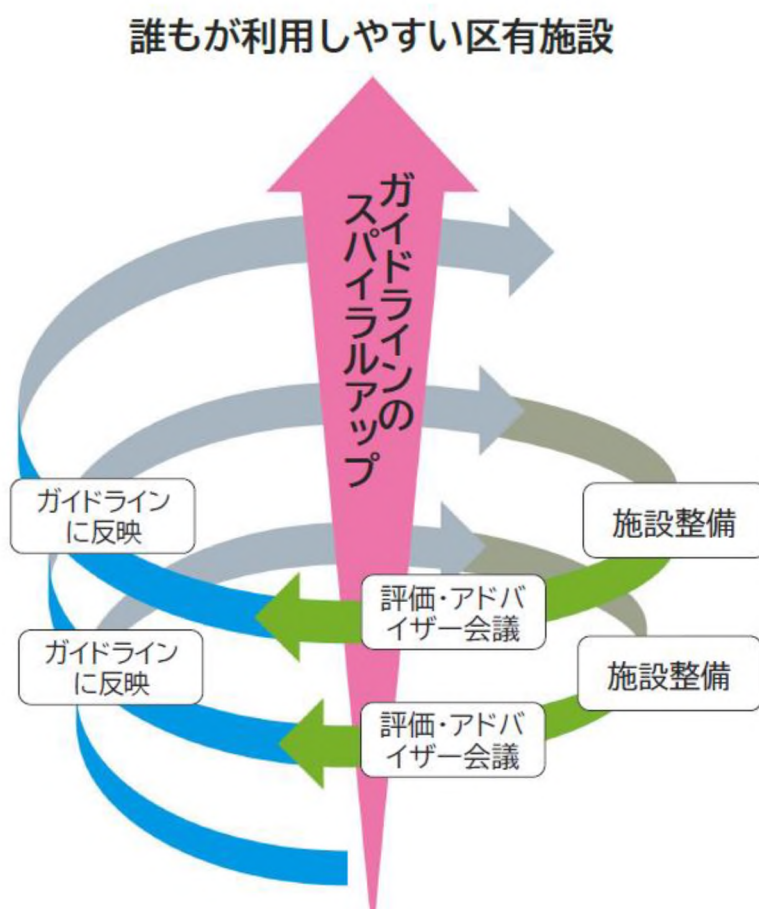
※建築物…建築基準法第2条第1項に定める建築物を指します。

区が所有する建築物として、体育館、図書館、小・中学校、区役所本庁舎等があります。

4 ガイドラインの見直し

社会情勢、法改正や利用者ニーズの変化に伴い、求められるユニバーサルデザインも変わっていきます。変化に対応し、最新のユニバーサルデザインを区有施設に取り入れるため、ユニバーサルデザインに関する専門的な知識を持つ有識者等による「中野区ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議」を開催します。そこで出た意見等を本ガイドラインに反映し、改善・向上（スパイラルアップ）を図ります。

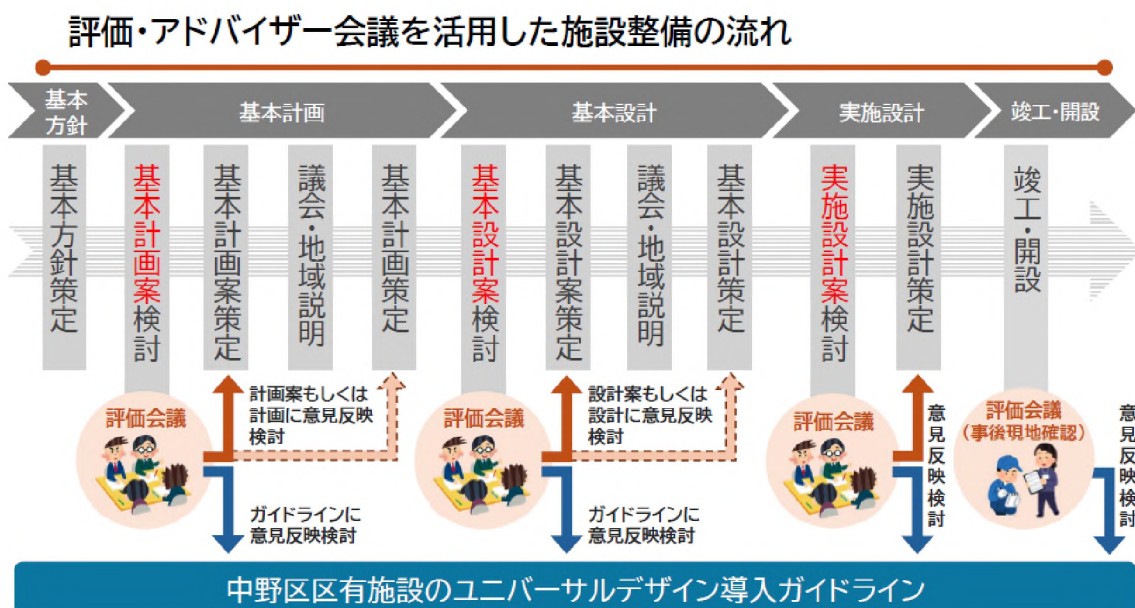
また、本ガイドラインのチェックリストのもととなる、東京都が策定している「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」が改訂される場合には、本ガイドラインにも反映します。



中野区ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議

区有施設整備の各段階（基本計画、基本設計及び実施設計策定前、並びに竣工（開設）後）におけるユニバーサルデザイン反映状況の評価及び改善の提案をユニバーサルデザインの有識者から受け、当該施設及びガイドラインへの反映を検討します。

施設整備段階では地域説明等を通じて、様々な利用者から意見を聴取することとなります。また、整備（開設）後も利用者から様々な意見を頂くことがあります。この会議では、このような意見のうちユニバーサルデザインに関する意見に対して、どう対応することが望ましいか等のアドバイスを受けることも想定しています。施設を開設して終わりではなく、定期的に使いやすさ等の確認を行い、運営しながら改善を行っていきます。



第2章 基本となる考え方

1 対話を通じた施設整備

施設整備に当たって、法基準の適合や本ガイドラインの参照はユニバーサルデザインの水準を担保するために必要です。ただ、「基準に適合してさえいれば、誰にとっても使いやすい施設になる」というわけではありません。施設の利用者の状況や地域特性等も考慮しつつ、どのような配慮や工夫をすればより使いやすいものとなるか、検討することが欠かせません。

新設や改修を機に、より多くの利用者がより利用しやすい施設とすることができるよう、多様な利用者からの意見聴取や意見交換等の機会をつくり、対話を重ねながら検討を行っていくことが重要です。施設はそれぞれ利用目的が異なり、状況や場面により「困りごと」は違います。例えば同じ「車椅子利用者」でも小型の車椅子から大型の電動車椅子やリクライニング車椅子まで様々であることも想定する必要があります。

また、利用者等から意見を聞いた際には、適切に検討状況を共有することが大切です。施設整備の様々な条件や制約の中でできることとできないことがあり、できない場合には代替手段を対話の中で検討することで、より地域に根づいた区民にとって満足度の高い施設の整備につながります。



2 ソフト面・ハート面における施設整備

施設整備の際、全ての人が使いやすいようにハード面におけるユニバーサルデザインの導入を積極的に検討することは重要です。設計段階から様々な利用者を想定して整備することで、ユニバーサルデザインを施設に導入できる可能性が格段に上がります。

ただ、施設整備の様々な条件や制約のなかでハード面におけるユニバーサルデザインを導入できない場合もあります。また、既存の施設であって直ちに改修等を行うことが困難な場合もあります。その際、どのような次善の策があるかを考える必要があります。

例えば、建物内の段差の解消をすぐに行うことが困難であっても、「スロープを用意する」「人的支援を行う体制を整える」「困りごとがあった場合に施設の職員に声掛けしやすい環境をつくる」等、できることは様々あります。施設の詳しい情報（出入口の段差・幅・トイレ幅サイズ・手すりの有無等）であったり、「〇〇（というバリア）がありますが、できる限りのお手伝いをします。」ということウェブサイトで提供したりすること等も、安心して施設を訪れることにつながります。

第3章ユニバーサルデザインチェックリストでは、ソフト面やハート面における工夫も一部掲載しています。ハード面における対応が困難な場合には、ソフト面やハート面でできることがないかを考えることが重要です。

ポイント ユニバーサルデザイン設備の情報提供



ウェブサイトでユニバーサルデザイン設備や対応可能なサービスの情報を利用者に提供することは、安心して施設を訪れることにつながります。特に障害者や高齢者、子ども連れにとって、事前の情報は心理的な負担を軽減し、安心して施設を利用するための重要な要素になります。

情報提供の際には、ユニバーサルデザインを導入している設備だけではなく、出入口の段差の有無や幅等、利用者が施設を利用するに当たって必要な情報の提供が大切です。

■ユニバーサルデザイン設備の情報提供例

主な出入口周辺		主な出入口	
出入口の段差	無	出入口の幅 (cm)	159
出入口のスロープ	無	扉の開閉方式	自動ドア

ユニバーサルデザイン設備付トイレ (内部)		ユニバーサルデザイン設備付トイレ (外部)	
車椅子対応	有	音声・目覚まし	無
オストメイト対応	有	視覚障害者誘導用ブロック	有
手すり	有	出入口の幅 (cm)	102
おむつ交換台	有	出入口扉の開閉形式	手動 (有)
大人用ベッド	有		
ベビーチェア	有		
荷もたれ	有		
内部の幅/奥行 (cm)	270/280		

(出典: なかの便利地図 バリアフリーマップ, <https://www2.wagmap.jp/nakanodatamap-bfm/Portal>, 中野区)

ココロのバリアフリー応援店検索サイト	
HEART BARRIER FREE PROJECT	
Barrier Free Information	
入り口段差	無し
階段	無し
エレベーター	無し
入り口幅	118 cm
店内段差	無し
トイレ入口幅	54 cm
トイレ入口段差	有り 高さ: 14 cm 段差: 2 段
トイレの扉	その他
トイレの手すり	無し

(出典: ココロのバリアフリー応援店検索サイト, <https://www.heartbarrierfree.com/>, NPO 法人ココロのバリアフリー計画)

【関連するチェックリストの項目】

- ・ 2 行為空間 ⑥—1 トイレ【全体計画】サイン表示 検討項目 (23 ページ)
「利用者が安心して施設を利用できるようウェブサイトでトイレの設備等の情報を提供する。」
- ・ 3 情報 ①視覚情報 案内方法 検討項目 (27 ページ)
「利用者が安心して施設を利用できるよう、ウェブサイトでユニバーサルデザイン設備や対応可能なサービス等の情報を提供する。」



第3章 ユニバーサルデザインチェックリスト

1 チェックリストについて

本チェックリストは、東京都が策定している「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」のチェックリストをもとに、中野区独自のチェック項目を追記しています。

チェックリストの構成

本チェックリストでは、ユニバーサルデザイン導入の視点ごとにチェック項目を作成しています。

1―（１）移動空間【建物外部】

敷地出入口・敷地内通路、階段、スロープ、駐輪場、駐車場・車路

1―（２）移動空間【建物内部】

建物出入口、受付、廊下、スロープ、階段、エレベーター、
エスカレーター、各室出入口

2 行為空間

観覧席・客席、待合、窓口、執務室・会議室、宿泊施設の客室、トイレ
【全体計画】、トイレ【車椅子使用者用便房、男女共用便房】、トイレ【個別機能を有する便房、その他】、洗面カウンター、水飲み器、子育て支援環境、湯沸室、職員休養スペース、食堂、浴室・シャワー室、スイッチ・コンセント、その他の行為空間

3 情報

視覚情報、触知情報、音声情報、人的対応

4 環境

光・音・熱・空気質環境

5 安全

避難・防災、防犯

チェックリストの見方

本チェックリストには、ユニバーサルデザイン導入の視点・チェック欄・チェック項目（基本項目・検討項目）・関連する東京都福祉のまちづくり条例の適用寸法等が記載されています。

各チェック項目の位置付けは区有施設を設計するうえで着目すべき項目となります。より安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、施設を所管する部署において、施設の用途や利用者等に応じ、積極的にチェック項目を適合させ、適合が難しい場合には代替手段を検討する必要があります。

【チェック項目等について】

基本項目	チェック項目のうち、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目です。区有施設の多くは条例上の特定都市施設に該当し、その場合、基本的に遵守基準に適合させる必要があるため基本項目としています。
検討項目	基本項目以外のチェック項目です。定性的な項目が含まれており、できる限り設計に反映するよう検討します。打合せ等の中で検討漏れがないか設計者と発注者で確認を行ってください。
「__（下線）」	法令・条例の規定と重なる箇所を下線で示しています。ただし、全ての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応を義務化される施設では別途確認する必要があります。
「◇」マーク	中野区独自のハード面でのチェック項目です。これまでに有識者や障害者団体等から寄せられた意見をもとに定めた項目です。
「◆」マーク	中野区独自のソフト面やハート面でのチェック項目です。これまでに有識者や障害者団体等から寄せられた意見をもとに定めた項目です。施設の備品や人的支援での対応となるため、小規模な改修等でも対応できることがないか検討します。

基本項目

東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目

3 情報

② 触知情報

チェック	基本項目				
	敷地出入口から受付等まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	○	○		
	階段の上下端・スロープの上端に近接する通状ブロック等を敷設する。				
チェック	検討項目				
	視覚障害者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格によるものとする。				
	材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考 が触知しやすいものとするとともに、適切な 滑りにくいものとするなど配慮する。				
	歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険な 等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する。	-	-		
	視覚障害者誘導用ブロック等の色は、弱視の方の判別に配慮し、 黄色を原則とする。また、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比 に配慮する。	-	-		
	触知性、視認性を確保するとともに、車椅子等の支障とならない よう、十分かつ適切な敷設幅とする。				
	必要に応じ、EVの呼び出しボタン、室の出入 ブロック等の設置を考慮する。				
	廊下など、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮する。	-	-		
◇	屋内では、施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報 提供のため『UDマット』を導入する。	-	-		
◇	『UDマット』の色は、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比に配 慮する。	-	-		
◇	視覚障害者の歩行を妨げないよう、動線や視覚障害者誘導用ブ ロックや『UDマット』の周囲に障害物を設置しない。	-	-		

(下線)

法令・条例の規定と重なる箇所

検討項目

基本項目以外のチェック項目。
できる限り設計に反映を検討

「◇」マーク

中野区独自のハード面での
チェック項目

「◆」マーク

中野区独自のソフト面やハート
面でのチェック項目

視覚障害者誘導用ブロック

2 チェックリスト

1-(1) 移動空間【建物外部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 敷地出入口・敷地内通路			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
通路	チェック	基本項目				
		通路には段差を設けない。構造上段差が生じる場合は、同一経路上にスロープ等を併設する。	○	○	幅140cm以上 階段併設90cm以上	
		敷地内通路に階段を設ける場合には、手すりを設置する。	○	○		
		敷地内通路の傾斜路はゆるやかな勾配とし、手すりを設ける。	○	○	勾配1/20以下	
		通路は、車椅子使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。	○	○	幅140cm以上	
		雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	○		
		敷地内通路に階段を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に設置する。	○	○	上下端に 設置	利用内等清化等経路は 上下端に設置 一般は上端に設置
	チェック	検討項目				
		だれもが同一経路で安全に建築物の受付等に到達できるよう、主たる出入口まで、連続性のある誘導を行う。	-	-		
		敷地内通路の傾斜路には視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に設ける。	-	-		
		敷地内通路の傾斜路がある場合は、一定間隔で、踊場を設ける。	○	-	高さ75cm毎 150cmの踊場	
		通路にある、排水溝等の溝は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車椅子のキャスター、杖先、ハイヒールが落ちない構造とする。	-	-		
		砂利や石畳を使用するときは、ベビーカーや車椅子の利用者が利用しやすい通路を併設する。	-	-		
		◇ 通路の舗装は、ベビーカーや車椅子に配慮するため、段差やがたつきに配慮した仕様とする。	-	-		
敷地出入口	チェック	検討項目				
		アプローチ道路から分かりやすく、出入りしやすい位置に設置する。	-	-		
		敷地内外の歩道のレベルをそろえ、連続性、平坦さを確保する。	-	-		
		複数道路に接する場合は、遠回りとならないよう、適宜、複数の出入口を設置する。	-	-		
		出入口や経路は、サインが確認しやすいよう、見通しのよい空間とする。	-	-		
視覚障害者誘導ブロック	チェック	基本項目				
		視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、主たる出入口から受付まで連続性のある誘導を行う。	○	○		
		敷地境界部分や歩道と車道の切換部は、警告を知らせる点状ブロックを設置する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		視覚障害者誘導用ブロックは原則黄色とし、舗装材の色の明度差、色相又は彩度の差に注意する。	○	-		
サインの設置等	チェック	基本項目				
		敷地内のわかりやすい位置に、駐車場、建物入口、受付、エレベーター、便所等の配置を示した、案内板を設ける。	○	○		
	チェック	検討項目				
		案内表示は、だれもがわかりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮する。	-	-		
		案内装置は位置や高さ等に配慮し、操作しやすいものとする。	-	-		
		音声音響案内は、音声はどこから発生されているかがわかるように、かつ、はっきり聴き取れるようにする。	-	-		
		外壁の素材や色使い、周囲の景観や植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う。	-	-		
		敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報等を組み合わせた案内装置を設ける。	-	-		
サインの設置等		サインや植栽の設置は、歩行者・車の見通しを確保できるよう注意する。	-	-		
		必要に応じ、出入口付近には、駅の方向等を表示した周辺案内表示を設置する。	-	-		

1-(1) 移動空間【建物外部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
②-1 階段			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
位置	チェック	検 討 項 目				
		階段を設置する場合は、スロープを併設させ、同一経路で移動できる計画とする。(スロープを遠回りさせない)	-	-		
		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	-		
幅員・ 構造等	チェック	基 本 項 目				
		階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	○	○	幅120cm以上の 階段を1以上	
		緩やかな勾配とする。	○	○	けあが18cm 踏面26cm以上の 階段を1以上	
		段鼻は突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまずきにくい構造とする。	○	○		
		メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない等、転倒時への配慮を行う。	○	○		
		床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止め等を設置する。	○	○		
		段や勾配の部分では、容易に段等を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		◇ 容易に段等を認識できるよう段鼻は黄色を原則とする。(ただし、白や薄いグレーの床に設置した場合は他の色を選択する等、周辺の色との明度差、輝度比に配慮する。)	-	-		
		階段には、杖の落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。	-	-		
		階段の上下部に点状ブロック(警告用)を敷設する。	○	-	利用等円滑化経路は上下端に設置 一般は上下端	一般は上端
		点状ブロックは、踏み外さないよう、階段の幅方向の端まで敷設する。	-	-		
手すり	チェック	基 本 項 目				
		踊場も含めて連続した手すりを設置する。	○	○	1以上	
	チェック	検 討 項 目				
		階段の両側に連続して、手すりを設置する。	○	-		
		階段の幅が大きい場合は、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。	-	-		
		階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段を考慮する。	-	-		
		手すりは、力がかかりやすく、つかみやすい形状とする。	-	-		
		手すりの表面材質は、寒暖による温度変化等感触に配慮する。	-	-		
		手すりは周囲と区別できる色彩とする。	-	-		
		手すりの始終点部に十分な水平な手すりを設置する。	-	-		
		手すりの端部は、衣類等が引っかからないよう配慮する。	-	-		
		手すりの水平部分の一定の位置に、現在階の階数、フロア情報等を点字と墨字を長手方向に表示する。	-	-		

1-(1) 移動空間【建物外部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
②-2 スロープ			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
位置	チェック	検 討 項 目				
		スロープは階段に併設させ、同一経路で移動できる計画とする。(遠回りさせない)	-	-		
幅員・構造等		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	-		
	チェック	基 本 項 目				
		スロープは、使用する方の負担を考え、緩やかな勾配とし、長いスロープはつづらない。	○	○	屋内 勾配1/12を超えない 屋外 勾配1/20を超えない	
		スロープが長くなる場合は、一定間隔でゆとりのある踊場を設ける。	○	○	高さ75cmごと 路幅150cm以上の踊場	
		歩行者・車椅子使用者・バギー・台車等の需要を考え、ゆとりのある幅員とする。	○	○	幅140cm以上 階段併設90cm以上	
		雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	○		
		勾配の部分では、容易に傾斜部と平坦部を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。	○	○		
		スロープには、脱輪防止のために両側に立ち上がりを設ける。	○	○		
		スロープに点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	○	○	勾配1/20及び高さ16cmを超え勾配1/12を超える傾斜路の一端に設置 駐車場施設及び傾斜に連続した手すりが設けていないものは傾斜路の一端に設置	
		スロープの前後には車椅子が安全に停止することができるよう、平らで十分な広さの踊場を確保する。	○	○		
手すり	チェック	検 討 項 目				
		原則、スロープと交差して他の通路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、踊場の広さに留意する。	-	-		
②-1 階段の「手すり」欄を参照のこと。						

1-(1) 移動空間【建物外部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
③-1 駐輪場			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
位置・構造	チェック	検 討 項 目				
		自転車と歩行者の動線を分離する。	-	-		
		歩行者の通行の妨げにならない配置とし、需要に応じた広さとする。	-	-		
		敷地出入口から、建物玄関までの経路が遠回りにならず、分かりやすい位置に設置する。	-	-		
		自転車通路・駐輪場等は、ペイント等で、位置・範囲を明確にする。	-	-		
③-2 駐車場・車路						
車椅子使用者用駐車場	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者が安全に利用できる車椅子使用者用駐車スペースを設ける。	○	○	200台以下 1/50台 200台超える 1/100+2台	1台以上
		車椅子使用者用駐車場は建築物の出入口に近く、車路を横断しなくても行き着くことができるように配置する。	○	○		
		車椅子用駐車場には、ゆとりのある幅員を確保し、車の左右両側(うしろ)に乗降用スペースを設けることが望ましい。	○	○	幅350cm以上	
		車椅子使用者用駐車スペース等の位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。	○	○	駐車場から 利用店室まで の経路の表示	
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、十分なスペースを確保し、庇等の屋根を設ける。	-	-		
		車椅子使用者用駐車スペースはいつでも駐車できるように複数設け、左右どちらからでも乗降できるよう、連続配置することが望ましい。	-	-		
		ピロティや建物地階等、雨に濡れずに利用できる場所が望ましい。	-	-		
		職員に車椅子使用者がいる場合は、来庁者とは別に、専用スペースを確保する。	-	-		
出入口		地下、立体駐車場等に障害者用駐車スペースを設ける場合は、エレベーターホール等の入口付近に設ける。	-	-		
	◇	車椅子使用者用駐車スペースに一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
		自動車の出入口は、周辺の道路環境、出入りする車両等に応じて安全性を考えた考慮した計画とする。	-	-		
車路・駐車スペース		案内表示や植栽は、見通しの確保の妨げにならないように配慮する。	-	-		
		必要に応じ、車路を認知する路面の構造や、後方確認のための鏡、音声・音響及び視覚情報により自動車の出庫を知らせる警報装置等の設備に配慮する。	-	-		
	チェック	基 本 項 目				
		車寄せ、駐車場、位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		駐車場から建物出入口まで遠回りにならないような配置、動線計画とする。	-	-		
		車から降りた歩行者と車路の動線を分離する。	-	-		
		歩行者用通路と駐車場部分は手すりや縁石等により明確に分離する。	-	-		
車寄せ		車路は一時停止ラインの標示等により、徐行や停止するよう配慮する。	-	-		
		地下、立体駐車場等の駐車場は、エレベーターホール等の入口付近に安全に乗降できる車寄せの設置に配慮する。	-	-		
		十分な明るさを確保する照明計画とする。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
		車寄せには、雨や雪等に配慮し、十分な大きさの庇を設ける。	-	-		
		車寄せの庇は、マイクロバス等を考慮し、十分な高さを確保する。	-	-		
		停車スペースや待合いスペースを十分に考慮する。	-	-		
		駐車場が車寄せから離れた場所に設置されている場合等については、駐車場付近に安全に乗降できる車寄せを考慮する。	-	-		

1-(2) 移動空間【建物内部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 建物出入口			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	検 討 項 目				
		建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。 エレベーターや階段、受付、便所等が玄関ホールから可能な限り一目でわかるような空間構成とすることが望ましい。困難な場合はあらかじめサイン計画を考慮しながら空間計画を進める。	-	-		
扉・ 風除室	チェック	基 本 項 目				
		出入口の扉は、通行しやすい自動引き戸か、容易に開閉できる戸を設ける。(自動開き戸、回転扉は望ましくない。)	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		出入口のガラス戸には、衝突防止策を行う。	-	-		
		自動引き戸には、安全センサーを設置する。	-	-		
		自動引き戸には、非常時対応のため、手動式の戸を併設する。	-	-		
		手動引き戸等の把手は、だれもが使いやすい縦棒状等が望ましい。 風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。やむを得ず方向転換する場合は、視覚障害者誘導ブロック等を適宜設置する。	-	-		
幅員・ 仕上げ等	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者や歩行者の通行に支障のない出入口の幅を確保する。	○	○	幅85cm以上	
		特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。(すれ違い出来る幅が望ましい。)	○	○	幅100cm以上	
	チェック	検 討 項 目				
		手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。	-	-		
		玄関・建物入口は、建物の外部から内部まで連続して平坦とし、床面の連続性を確保する。	-	-		
		軌拭きマットを設置する場合は、つまづかないように床と同一面におさめるように落とし込みする等の配慮をする。 床面の仕上げは、滑りにくい仕上げとし、傘等からの水滴が床面に溜まらないように配慮する。 傘立等が通行の支障とならないよう設置スペースを確保する。	-	-		
誘導	チェック	基 本 項 目				
		視覚障害者誘導ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付を検討する。人の配置ができない場合は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示等を併せた案内板等を設ける。	-	-		
	◇	タッチパネルによる案内を設ける場合は、音声装置や点字表示等を併せたものとする。	-	-		
		チャイムやインターホーン等は、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすいものとする。	-	-		
		案内板は、子どもや車椅子使用者にも見やすいような、位置や高さに設置することが望ましい。 建築物の出入口付近に設ける案内板等は、ピクトグラムを用いるとともに、文字の大きさや配色、背景の色との対比等を配慮し、見やすく分かりやすいデザインとする。 ◇ 施設利用者等に応じて、出入口には誘導用電子チャイムを設置する。	-	-		
② 受付						
配置	チェック	基 本 項 目				
		建物内のわかりやすい位置に、駐車場、受付、エレベーター、便所等の配置を示した、案内板を設ける。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
誘導		受付と総合案内板は、近接した位置に配置する。	-	-		
		受付カウンターの高さは、立位、座位(車椅子使用者の利用を含む)のいずれの場合でも利用できるように計画する。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
	◆	視覚障害者誘導用ブロックを敷設していない箇所は、人手による対応ができるよう体制を整備する。	-	-		
		受付を設置しない場合等については、玄関付近のわかりやすい位置に呼出し設備を設置する。 総合案内板は、車椅子使用者用便所等のトイレなどの機能情報を表示する。また、配慮が必要な方への設備(集団補聴設備や子育て支援室等)の位置を表示する。 昼間と夜間の受付が変わる場合は、経路を間違えないよう、誘導のわかりやすさに配慮する。 夜間受付までの経路は、十分な照度を確保し、分かりやすく誘導する。	-	-		
機能	チェック	検 討 項 目				
	◆	人を配置する受付には聴覚障害者への対応を示すため、耳マーク表示板を設置する。 [耳マークについては、第4章参考資料参照]	-	-		

1-(2) 移動空間【建物内部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
③-1 廊下			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	基本項目				
		廊下には、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機を併設する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		廊下の配置は、単純で分かりやすいものとする。	-	-		
幅員・仕上げ等		移動経路上に、休憩スペースを適宜設置する。	-	-		
	チェック	基本項目				
		廊下の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	○	○	幅140cm以上	
		廊下等の床は滑りにくく、白内障の方が段と誤認しそうな柄を避けた仕上げとする。	○	○		
		階段と近接する廊下には、点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	○	○	上下段	下段
		スロープと近接する廊下には、点状ブロック(警告用)を適切に敷設する。	○	○	勾配1/20及び高さ16cmを超える勾配1/12を超える傾斜路の上端に設置 駐車場は除外	
	チェック	検討項目				
		車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	-	-		
		車椅子の走行性を考慮した仕上げとする。	-	-		
		転倒時に配慮した仕上げとする。	-	-		
		視覚障害者が壁や柱との区別がしやすいよう、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行できるような明るさを確保する。	-	-		
		防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	-	-		
		廊下側へ柱部を設けたり、廊下側への開き戸を設け、通行の妨げとならないような計画とする。	-	-		
		斜めの柱や壁が通行空間に干渉しないよう注意する。やむを得ない場合は寄り付き防止策を施す。	-	-		
		展示スペース等確保についても、通行の支障とならないように配慮する。				
		消火器や設備機器等壁面からの突出物がないように納める。	-	-		
手すり	チェック	検討項目				
		廊下の手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ、連続性を確保する。	-	-		
		部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。	-	-		
その他の項目は②-1 階段の「手すり」欄を参照。						
誘導	チェック	検討項目				
		部屋番号については、浮きだし文字(一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの)により、一定の位置に表示する。	-	-		
		目的となる部屋等には適切に誘導できるよう、分かりやすい案内板等を適切に設ける。	-	-		
	◇	施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため、『UDマット』を導入する。 [『UDマット』については、第4章参考資料参照]	-	-		
③-2 スロープ……移動空間【建物外部】の②-2を参照						
③-3 階段……移動空間【建物外部】の②-2を参照						

1-(2) 移動空間【建物内部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
④ エレベーター			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置・規模	チェック	基本項目				
		だれもが利用できる適切な大きさのエレベーターを設置する。建築物の用途や規模に応じて、だれもが短い時間で利用できるよう複数台の設置を考慮する。	○	○		
		エレベーターのかご内は、車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	○	○	かご奥行135cm以上 かご幅140cm以上 若しくは160cm以上	
		エレベーターホールは、車椅子使用者が回転することができる十分な空間を確保する。	○	○	幅及び奥行 150cm以上 転落防止策	幅及び奥行 150cm以上
	チェック	検討項目				
		エレベーターは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置する。	-	-		
		通行や呼び出しボタンの操作の支障とならない位置に、エレベーターを座って待てるベンチの設置を考慮する。	-	-		
		待機場所から移動せずに乗れるエレベーターを選択できるように、群管理されるエレベーターのうち所定のエレベーター（基本的には1台）のみに連動する専用呼び出しボタンを当該エレベーターの横に設置する。	-	-		
誘導	◆	施設利用者等に応じて、ストレッチャーや大型の車椅子利用者等の利用を考慮する。	-	-		
	チェック	検討項目				
		視覚障害者誘導用ブロックをエレベーターまで敷設する場合は、最も近い位置のエレベーターまで誘導するように敷設し、乗降ボタンや触知図まで適切に誘導する。	-	-		
		目的階が容易に確認できるよう、エレベーターホール及びかご内にわかりやすく施設内案内板等の案内表示を設置する。	-	-		
ホール	◆	エレベーター以外での移動が難しい方が乗れるよう、優先利用者の表示を行う等の案内を行う。	-	-		
	チェック	基本項目				
かご内の機能		エレベーターの到着、昇降方向、次に到着予定のエレベーターを分かりやすく表示し、音声装置も設置する。	○	○	昇降方向の 表示及び 音声案内	昇降方向の 表示
	チェック	基本項目				
		到着階、停止予定階、現在位置表示、昇降方向を分かりやすく表示する。	○	○	到着階、停止予定階、 現在位置表示	
	チェック	検討項目				
		到着、昇降方向、出入口の戸の開閉を音声装置で誘導する。	○	-	音声案内	
		やむを得ず車椅子が回転できる広さを確保できない場合は車椅子使用者が後ろ向きで降りるための鏡を設置する。	-	-		
		鏡は、車椅子使用者が確認できる高さで扉の正面に設置する。	-	-		
		乗降中身体を支持する手すりの設置を考慮する。	-	-		
		過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。また管理室とやり取り可能なモニターの設置等非常時の聴覚障害者への配慮を検討する。	-	-		
		出入口が2方向あるエレベーターは、視覚障害者が出る方向を誤らないよう音声案内を工夫する等の配慮をする。	-	-		
		かご内の床面は滑りにくい仕上げとし、色は、乗降ロビーと容易に区別できるものとする。	-	-		
		エレベーター用防災キャビネット等を設置する場合は、車椅子使用者の利用に配慮する。	-	-		
操作ボタン	チェック	基本項目				
		エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感でわかる等、ピクトサインも配慮する。	○	○		
		点字は、左側に表示する。また、階数や昇降方向表示等は、浮きだし文字で表示する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		同一建物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置は、統一する。	-	-		
		操作盤やインターホンの位置・高さは、車椅子使用者や子どもが利用でき、視覚障害者が位置を確認しやすい範囲内に設置する。	-	-		
扉		車椅子使用者用のエレベーターについては、玄関等から最も近い位置に設置し、専用呼び出しボタンを設置する。	-	-		
	チェック	基本項目				
		エレベーターの扉は十分な有効幅を確保する。	○	○	出入口幅80cm以上 若しくは90cm以上	
	チェック	検討項目				
		「開」の衝突防止センサーは、どのような姿勢でも身体や荷物等の全ての部分が安全に通過できるように、設置間隔を細かく、範囲を広く設置する。	-	-		
		閉開のスピードは「閉」をゆっくりとする。	-	-		
		扉の開閉時間の長さについて考慮する。	-	-		
		乗降時の見通しや安全を確保するため、扉にガラス窓を設けることを考慮する。	-	-		

1-(2) 移動空間【建物内部】			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
⑤ エスカレーター			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		原則として、エスカレーターの始まり、終わりに点状ブロック等を設置する。また、各ステップの段鼻と両サイドはコントラストをつけて示す。	-	-		
		移動の頻度の高い上下階の間等に、階段、エレベーターに加えた選択肢として設置し、輸送力を確保する。	-	-		
		原則として、上り下りを併設する。(やむを得ず、上下のエスカレーターが設置できない場合は、利用者の安全性を考慮し下りに設定するのが望ましい)	-	-		
誘導	チェック	検 討 項 目				
	◇	上り下りや誤侵入防止等の音声案内を設置する。	-	-		
⑥ 各室出入口						
扉	チェック	基 本 項 目				
		扉の有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	幅85cm以上 地上出入口 100cm以上	
		窓口業務室の出入口等、不特定かつ多数の人が使用する出入口は自動扉(引き戸)とし、段差は設けない。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		その他の扉についても、可能な限り、引き戸とすることが望ましい。	-	-		
		出入りの多い扉等は、扉の向こうの様子が分かるように配慮する。	-	-		
		開き戸とする場合は、把手をプッシュハンドルやレバーハンドルとする。	-	-		
		開き戸とする場合は、通行の障害にならないよう配慮する。	-	-		
施錠	チェック	検 討 項 目				
		開閉方法がわかりやすく、容易に開閉して、安全に通過できる構造とする。	-	-		
		鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。	-	-		
2 行為空間			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 観覧席・客席			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	基 本 項 目				
		観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。	○	○	200席以下 1/50席 200席超える 1/100+2席	
		文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者等に配慮する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障害者も様々な場所で観戦できる計画を検討する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席は、建物出入口から容易に到達できる場所に設置する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席の高さは、前の席の観客が立ち上がってもサイトラインを確保できるよう高さを配慮する。前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに充分配慮する。	○	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席は、同伴する方と一緒に観覧できるよう配置を工夫する。	-	-		
	◇	車椅子使用者用観覧席・客席は、同伴する方と横並びで観覧できるよう配置を工夫する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席の一部に電動車椅子充電用コンセントを設置する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席以外にも、歩行困難な方や補助犬連れの方等、配慮が必要な方向けに席周りを広くする等のアメニティを付加した席の設置を検討する。	-	-		
		大型映像装置を設置する場合は様々な方向から見える位置に設置し、特に集団補聴設備を有する観覧席・客席から見えやすい位置にする等聴覚障害者への配慮をする。	-	-		
		視覚障害者への配慮として通路の手すりや座席背もたれに座席番号の点字を設置することを検討する。	-	-		

2 行為空間			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
② 待合			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
扉	チェック	検 討 項 目				
		扉の向こう側の様子が分かるよう配慮する。	-	-		
		利用者数に応じた十分な幅を確保する。	-	-		
待合	チェック	検 討 項 目				
		出入口、窓口との間の出入りを考慮したレイアウトが可能なスペースを確保する。	-	-		
		車椅子使用者やベビーカーを使用する子ども連れ等が利用しやすいスペースや通路幅の確保に配慮する。	-	-		
		◆ 車椅子使用者や大きい荷物を持っている方等を想定したスペースの確保に配慮する。	-	-		
		◆ 高齢者や障害者等が立ったり座ったりしやすい手すりの設置や高さに配慮した椅子やソファەرを選定する。	-	-		
③ 窓口						
配置	チェック	検 討 項 目				
		業務内容に応じて、座位(車椅子使用者の利用を含む。)のものを設置又は座位と立位のものを併設する。	-	-		
		◆ カウンターは車椅子使用者のひざが入る高さ、奥行きとする。	-	-		
		◆ 介護者と一緒に相談するケースでも対応できるよう、2人が並んで座れるカウンター幅を確保する。	-	-		
		音声と文字表示による案内を併用する。必要に応じて、文字表示に外国語を併記する。	-	-		
機能		赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
		◆ 車椅子使用者やベビーカーを使用する子ども連れのため、椅子は可動式のを1つ以上用意する。	-	-		
		◆ 窓口には聴覚障害者への対応を示すため、耳マーク表示版を設置する。 [耳マークについては、第4章参考資料参照]	-	-		
		◆ 耳マーク表示板等の必要な掲示が目立つよう窓口のカウンターは整理した状態を維持する。 [耳マークについては、第4章参考資料参照]	-	-		
		◆ 窓口には、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するため、筆談用のメモ用紙や筆談ボード等を準備する。 [筆談ボードについては、第4章参考資料参照]	-	-		
		◆ 視覚障害者等のための道具(拡大鏡等)を設置する。 [拡大鏡については、第4章参考資料参照]	-	-		
		◆ 杖や傘等をかけるくぼみ又はフック、ストッパー等を設置する。	-	-		
④ 執務室・会議室		◆ 障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、施設利用者等に応じて、ICT機器を活用する。 [ICT機器については、第4章参考資料参照]	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
		有効幅にゆとりをもたせ、容易に開閉して安全に通過できる構造とする。	-	-		
配置		職員の身体能力に合わせてレイアウトの変更が可能なように、フレキシビリティを確保する。	-	-		
		扉に窓を設置し、出入口における衝突防止に配慮する。	-	-		
⑤ 宿泊施設の客室						
規模・計画	チェック	基 本 項 目				
		宿泊施設には、車椅子使用者が利用できる客室を適切に配置する。	○	○	200室以下 1/50室 200室を超える 1/100+2室	50室以上の 場合 (客室総数×1/100)室 以上
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者が利用できる客室は、施設内の利用しやすい位置に配置する。	-	-		
		車椅子使用者が利用できる客室は他の客室と同じようなデザインとなるよう工夫する。	-	-		
誘導		施設利用者が移動する経路の床面には段差を設けない。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
		◆ 補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受け入れの方法等を宿泊者に説明する。	-	-		
機能	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者用客室には、車椅子で利用できるトイレを設置する。(車椅子が回転できる空間・腰掛け便座・手すり等)	○	○		
		車椅子使用者用客室には、車椅子で利用できる浴室を設置する。(車椅子が回転できる空間・浴槽・シャワー・手すり等の位置や高さ)	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		客室内は、車椅子が通行できる広さとし、ベッドの側面の空間も(ベッド移乗)確保する。	-	-		
		客室内の棚・コンセント・スイッチは、車椅子使用者が利用しやすい、位置・高さとする。	-	-		
床		ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、ひざ下部分がぶつからないスペースを設ける。	-	-		
		窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できる高さで操作できるようにする。	-	-		
	チェック	検 討 項 目				
扉		和室を除き、床面には段差を設けない。毛足の長いじゅうたんは避けること。	-	-		
		車椅子使用者用トイレや浴室は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	-		
	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者用トイレや浴室の出入口は、自動開閉できる戸や引き戸等とし、有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	便所出入口 80cm以上	
扉		客室出入口は、有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	80cm以上	
	チェック	検 討 項 目				
		ドアスコープは車椅子使用者の見やすい位置にも設置する。または、ドアの外部を確認するモニターを設ける。	-	-		

2 行為空間						
⑥ トイレ				東京都福祉のまちづくり条例整備基準		
-1 トイレ【全体計画】				努力	遵守	
配置・計画	チェック	基本項目				
		車椅子使用者用便所や男女共用便所はその他のトイレと隣接して設置する。	○	○	1以上(男女区別がある場合はそれぞれ1以上)	
	チェック	検討項目				
		車椅子使用者用便所、男女共用便所、個別機能(オストメイト用設備、乳幼児用設備等)を備えた便所をバランスよく配置し、トイレの多機能化を図る。また、車椅子使用者用便所に利用が集中しないよう、機能の分散に配慮する。[トイレの機能分散配置については、第4章参考資料参照]	-	-		
		建物入口や窓口、業務室、待合、事務室等から便利な位置、分かりやすい位置に配置する。	-	-		
		介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。	-	-		
		閉庁時にも使用可能なトイレについては、守衛室の隣とする等防犯に考慮する。	-	-		
		同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法を統一し、同じ配置、同じ部品とする。	-	-		
		紙巻器・洗浄ボタン・緊急呼び出しボタンは、逆L字の配置とする。JIS S0026の配列に則ることが望ましい。	-	-		
		清潔感のある色彩を使用して、心地よい空間づくりを行う。	-	-		
出入口	チェック	基本項目				
		出入口の有効幅にゆとりをもたせる。	○	○	幅85cm以上	
床面		トイレ内の通路幅や便所の出入口の幅は、車椅子使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅を確保する。	○	○		
	チェック	基本項目				
扉		床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる段差を設けない。	○	○		
		滑りにくく、転倒してもけがをしにくい仕上げとするとともに、清掃のしやすさに配慮する。	○	○		
機能	チェック	検討項目				
		出入口の開閉時に、手や衣服等が戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないようにする。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くする等の工夫をする。 ・衝撃を和らげるため、ゴム等の緩衝剤を設ける等の工夫をする。 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫をする。	-	-		
機能		便所の扉の把手は握りやすく、錠前は通路から空き状況が確認でき、施錠操作しやすいものとする。	-	-		
	チェック	検討項目				
		紙巻器、洗浄ボタン、緊急呼び出しボタン等は、操作方法がわかりやすく、操作しやすいものとし、便座及び車椅子に座ったまま手の届く範囲に設置する。	-	-		
		だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法に配慮する。	-	-		
		手荷物置き場の位置・高さに配慮する。				
		聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	-		
		トイレ内に設置する手すり等は壁と同系色だと見えづらいため、壁とのコントラストに配慮した色とする。	-	-		
サイン表示		大規模施設のトイレでは、突き出しサインの設置や扉とブース内の色を変える等の配慮で、遠くからでも個室の空き状況を視認できるようにする。	-	-		
		◇ 施設利用者等に応じて、トイレ出入口に監視カメラを設置する等、使用時間が長い場合に警備員等が安全確認できる仕組みをつくる。	-	-		
	チェック	基本項目				
		各便所の出入口には便所内の設備及び機能(オストメイト用設備、バギーチェア等)を表示する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		トイレの案内板等は利用者が分かりやすい位置に設けるとともに、適切に配置する。総合案内板にトイレの男女の別・トイレ内の機能を表示する。	-	-		
		サインは男女の別、トイレ内の機能等をわかりやすく表示する。視覚障害者が男性用と女性用のトイレを間違えることが無いよう、音声案内は男女の別がわかりやすいよう配慮した内容とする。	-	-		
		◇ 施設利用者等に応じて、男性用と女性用のトイレを間違えることがないよう、視覚障害者等のための音声案内はトイレの出入口付近に配置する。	-	-		
サイン表示		トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置し、音声や点字により男女別位置等を案内する。	-	-		
		◇ 施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため、トイレ出入口及びトイレ内に、『UDマット』を設置する。[『UDマット』については、第4章参考資料参照]	-	-		
		洗浄ボタンと非常ボタンは、形状及び色彩により、視覚的にも触覚的にも容易に区別のできるものとする。	-	-		
		◇ 乳幼児用設備や着替え台等は外国人にもわかりやすいようイラスト等工夫しながら使用方法を表示する。	-	-		
サイン表示		◆ 利用者が安心して施設を利用できるようウェブサイトやトイレの設備等の情報を提供する。	-	-		

2 行為空間							
⑥ トイレ				東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
－2 トイレ【車椅子使用者用便房、男女共用便房】				努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置・扉	チェック	基 本 項 目					
		車椅子使用者用便房を設ける。		○	○	1以上(男女区別がある場合はそれぞれ1以上)	
		扉は開閉ボタン付の自動扉(引き戸)又は引き戸とする。		○	○		
	チェック	検 討 項 目					
		車椅子使用者用便房に設置する機能や数は、建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し、過度に利用集中することが無いよう機能分散を図る。【トイレの機能分散配置については、第4章参考資料参照】		－	－		
		性別を気にせず使える男女共用の便房を、車椅子使用者用便房とは別に設置することを検討する。設置にあたっては、男女とも抵抗なく使える配置とし、広めのスペースの確保、前室を確保する等して廊下等からの視線に配慮する。		－	－		
		扉の取っ手や鍵、自動扉の開閉ボタン等は、車椅子に座ったままでも操作しやすい位置に設置し、操作が容易なものとする。		－	－		
		◇ 自動扉の場合、誤操作や自動扉のセンサーに反応しないように、室内側開閉ボタンの場所に配慮する。		－	－		
		◇ 自動扉の開閉ボタンを感知式にする場合は、凹凸のあるボタン式を併用する。		－	－		
	◇ 自動扉の開閉ボタンを感知式にする場合は、音声により開閉の案内を行う。		－	－			
出入口	チェック	検 討 項 目					
		◇ 車椅子使用者用便房の出入口の幅はゆとりをもたせ、95cm以上が望ましい。		－	－		
機能	チェック	基 本 項 目					
		車椅子での使用、介助者の同伴等が可能なように、十分なスペースの確保、寸法、レイアウト等に配慮する。		○	○		
		便器は腰掛け式とし、手すり、緊急通報用の呼出ボタン、洗面器を設置する。		○	○		
	チェック	検 討 項 目					
		◇ 手すりは便器の両側に設ける。		－	－		
		◇ 手すりを便器の両側に設ける場合、可動式の手すり等、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用できるように配慮する。		－	－		
		車椅子使用者用便房内にはオムツ交換や衣類の着脱等のため、大人が横になることができる介助用ベッドを車椅子使用者の利用に支障がないように配置を工夫して設ける。		－	－		
		◇ 介助用ベッドは、車椅子使用者の寄付きと介助者の移乗動作に必要なスペースを考慮した位置に設ける。		－	－		
		◇ 介助用ベッドを設置する壁面には、荷物掛けフックを設ける。					
		介助用ベッドの設置ができない場合は、独立した部屋等代替施設を設ける。それが難しい場合は、施設管理者によるソフト面での対応されることの確認を行う。		－	－		
		車椅子使用者は、便座に移乗せずに利用する人もいるので、洗浄ボタンや紙巻器等を適切に配置する。		－	－		
		便器の背もたれ、手荷物棚、便器から手の届く手洗い器、大きめの汚物入れ等の設置を考慮する。		－	－		
		車椅子使用者用便房、男女共用便房では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置する等配慮する。		－	－		
		複数の車椅子使用者用便房を設置する場合は、左右の勝手、付加機能のバリエーション等に配慮する。		－	－		
サイン		鏡は、縦長の鏡を設置する。		－	－		
		◇ 全ての利用者が使用しやすいよう鏡の高さ、大きさに配慮する。(車椅子利用者のストーマ器具交換等にも十分配慮する。)		－	－		
		洗浄ボタンの基本はボタン式とする。感知式等を設ける場合は、ボタン式を併設する。		－	－		
		◇ 便房内の便器や設備・洗浄ボタンの位置を案内する音声装置を設置する。(便房内に音声装置を2個設置し、設備を案内するボタン式音声装置の場所を誘導する音声装置を設置する方法も考えられる。)		－	－		
	チェック	基 本 項 目					
		出入口には、便房内の設備及び機能を表示する。		○	○		
	チェック	検 討 項 目					
		男女共用便房は様々な利用者に配慮し、名称を表記せずピクトグラムのみで表示することが望ましい。		－	－		
		◇ 車椅子使用者用便房は優先利用の表示を行う。		－	－		
－3 トイレ【個別機能を有する便房、その他】							
配置・扉	チェック	基 本 項 目					
		オストメイト用に、汚物流し、サーモスタットシャワー水栓、フック等の設置を考慮する。		○	○	1以上	
	チェック	検 討 項 目					
		広めのブースを適宜設け、車椅子使用者、ベビーカーを使用する子ども連れ等の利用に配慮する。		－	－		
		◇ 一般トイレに設ける便房のうち、1か所は車椅子使用者、ベビーカーを使用する子ども連れ等の利用に配慮したものとする。【トイレの機能分散配置については、第4章参考資料参照】		－	－		
		広めのブースの扉は、有効幅にゆとりをもたせ、引き戸又は外開きとする。		－	－		
		◇ 広めのブースの出入口の幅は85cm以上が望ましい。(最低75cmとする。)		－	－		
	◇ ニーズを確認しながら、着替え台等の設備を整備する。		－	－			
機能	チェック	基 本 項 目					
		小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き又は低リップタイプを設け、自動洗浄を基本とする。		○	○	受け口高さ35cm以下の小便器を1以上	
		小便器の手すりは、姿勢を安定させることができるよう、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて設置する。		○	○	1以上	
		保護者が乳幼児から目を離さず利用できるよう、対面した位置に高さを考慮の上、ベビーチェアや、ベビーベッドを設置する。		○	○	1以上	
	チェック	検 討 項 目					
		大便器は腰掛式とし、手すりを設置する。		－	－		
		手荷物を置く棚、杖や傘等をかけるくばみまたはフックを設置する。		－	－		
	小便器は入口に近いものに手すりを設置する。		－	－			

2 行為空間							
⑥ トイレ				東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
ー4 洗面カウンター				努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
機能	チェック	検 討 項 目					
		高さは、立位でも車椅子でも利用できるように設定する。複数ある場合は高さの選択肢を設ける。		－	－		
		洗面カウンター下部を開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。		－	－		
		水栓は、レバー式、光感知式等、使用しやすいものとする。		－	－		
		手すりを設置する等、寄りかかることができるように配慮する。		－	－		
		鏡は、縦長の鏡を設置し、子ども、車椅子使用者から大人まで、映るよう配慮する。		－	－		
		手荷物置き場の高さに配慮する。		－	－		
⑦ 水飲み器							
配置・機能	チェック	検 討 項 目					
		わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。		－	－		
		立位でも車椅子でも使用できるように、高さを2段階設ける等配慮する。		－	－		
		車椅子使用者が利用できる高さのものには、車椅子使用者のひざの入るスペースの確保に配慮する。		－	－		
⑧ 子育て支援環境							
配置	チェック	基 本 項 目					
		授乳及びおむつ替えのできる場所(以下「子育て支援室」という。)は、男女にかかわらず利用できるようにする。		○	○	1以上	
		ベビーチェアやベビーベッド等を設けたトイレ等の出入口には、その旨を分かりやすく表示する。		○	○		
		トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッド、ベビーチェアを設置し、また、荷物台を設置する。		○	○		
	チェック	検 討 項 目					
		乳幼児を連れた方が長時間滞在する施設等には授乳室を設ける。		－	－		
		母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切る等、視線を遮る工夫をし、その入口にはその旨を分かりやすく表示する。		－	－		
		イベント会場等では、利用者のニーズに応じ、子育て支援環境を整える。		－	－		
		子育て支援室の位置を、建築物の案内板に表示する。		－	－		
		支援室は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置する。		－	－		
		子育て支援室には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備を設置する。		－	－		
		子育て支援室には、おむつ替えのためのベビーベッドを設置し、また、おむつを捨てるためのゴミ箱を設置する。		－	－		
		子育て支援室は入口をオープンにし、ベビーカーや車椅子の使用者の出入りが十分な幅とする。		－	－		
		相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアを設置する。		－	－		
機能	チェック	検 討 項 目					
		泣き声に配慮し、適切な位置に設置する。また必要に応じて、防音に配慮する。		－	－		
		授乳の際の手洗い等ができるように、簡単な流しと給湯設備を設置する。		－	－		
	◆	椅子等の角がある箇所にはクッション材等で保護を行う。		－	－		
⑨ 湯沸室							
配置・機能	チェック	検 討 項 目					
		高さは、立位でも車椅子でも利用できる高さに設定する。		－	－		
		流し台下部スペースを開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。		－	－		
		水栓は、柄の長いレバー式等手が届くように配慮する。		－	－		
⑩ 職員休養スペース							
配置・機能	チェック	検 討 項 目					
		業務内容や体調等に応じて、適切な休養をとれるように、休養スペースの確保を考慮する。		－	－		
		障害者等の利用に配慮する。		－	－		

2 行為空間			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
⑪ 食堂			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		出入口は有効幅にゆとりをもたせ、常閉の扉を設置する場合、原則として自動扉(引き戸)とする。	-	-		
		扉の向こうの様子が分かるよう配慮する。	-	-		
		出入口付近に手洗いスペースを設けることを検討する。	-	-		
		カフェテリア形式の場合、カウンターは立位でも車椅子使用者でも利用できる高さとする。	-	-		
		カウンター上面はトレーを持ち上げずに移動できる滑りのよいものにして、レジまで連続させる。	-	-		
⑫ 浴室・シャワー室			-	-		
配置・床	チェック	基 本 項 目				
		出入口は、有効幅にゆとりを持たせ、段差を設けない。	○	○	幅85cm以上	
		浴室・シャワー室・脱衣室等は車椅子使用者用が円滑に利用できるスペースを確保する。	○	○	1以上	
		床面は滑りにくい仕上げとする。	○	○		
扉	チェック	検 討 項 目				
		扉は、車椅子使用者等が操作しやすいものにする。車椅子が濡れないように必要に応じてカーテンの設置を検討する。	-	-		
機能	チェック	基 本 項 目				
		水回りに使用する手すりの設置場所・位置は特に配慮し、転倒防止に努めることとする。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		水栓金具の設置位置・高さに配慮する。	-	-		
		水栓金具は、サーモスタットのついたレバー式や押しボタン式等にし、簡単に操作できるものとする。	-	-		
		シャワーは、ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直方向にスライド調節できるか、二段式を設置する。	-	-		
		転倒等に備え、緊急押しボタンや紐を洗い場や浴槽から手の届く範囲に設置する。	-	-		
		浴槽の深さに配慮する。	-	-		
		聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	-		
◆ 施設利用者等に応じて、シャワー用の車椅子を用意する。			-	-		
⑬ スイッチ・コンセント						
位置・高さ・機能	チェック	検 討 項 目				
		立位でも車椅子使用者でも届く高さ、位置に設置する。	-	-		
		同種のスイッチ、コンセント等の設置高さ、位置等は、建物内で統一する。	-	-		
		スイッチについては、操作しやすい大きさ、形状とする。	-	-		
		操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。	-	-		
⑭ その他の行為空間						
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		一人で利用する可能性がある部屋では、急に具合が悪くなる場合を考慮し緊急呼び出しボタンの設置を検討する。	-	-		
		精神障害者は急に体調が悪くなり、横になりたいという希望があるため、救護室とは別にカームダウン・クールダウン室の設置を検討する。	-	-		
		更衣室・浴室等、性別を分けて使用する室を設ける際は、性別を気にせず使える男女共用の室を検討する。設置にあたっては、広めのスペースの確保、前室を確保する等して廊下等からの視線に配慮する。	-	-		
		◆ 施設利用者等に応じて、更衣室のロッカーは車椅子使用者が利用できる高さに取り付ける。	-	-		
		◆ 施設利用者等に応じて、更衣室のロッカーは補装具を入れるための大きめのものも設ける。	-	-		
		◆ 更衣室のロッカーや鍵に番号等を付ける場合、墨字と併せて点字を表示するロッカーも一部設ける。点字ロッカーを設ける場合には優先利用の表示を行う。	-	-		
		◆ 更衣室のロッカーや鍵に番号等を付ける場合、弱視者や色弱者に分かりやすい表示とする。	-	-		
		外国人の利用が見込まれる施設では、礼拝室の設置を検討する。設置にあたっては、対象を特定の宗教に限定しない、手足を清める洗い場を設置する、男女の利用を分ける二等を原則とする。	-	-		
◆ 自動販売機を設置する場合、ユニバーサル自販機の導入に努める。			-	-		

3 情報			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 視覚情報			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	基本項目				
		敷地内や玄関から目的の場所までの経路上のわかりやすい要所(エレベーター・トイレ・駐車場等)に、目的の場所や方向が確認できるよう、案内板やサインを設置する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等を行う。施設内の各案内板・サインはデザインの方向性を統一する。	-	-		
		誰にでもわかるように、文字・ピクトと色分けによる経路やゾーンの表示等に配慮する。	-	-		
サイン		案内図の向きは見る人の体の向きと合わせ、アイソメ図等の立体感を強調したものや各階を重ねたものはわかりづらくなる傾向があるため原則平面的な図を使用する。	-	-		
	チェック	検討項目				
		遠くからでも認識しやすいように、サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラスト(明度差、色相差、彩度差)等を考慮する。	-	-		
	◇	どの方向からでも認識しやすいように、壁面型や突出型等のサインを併用設置する。	-	-		
		サインが見やすい照明計画とする。	-	-		
高々等		ピクトサインだけでなく、施設の利用状況を想定し、多言語環境の整備及びICT機器(デジタルサイネージ、QRコード等)の設置を検討する。	-	-		
	◇	ピクトグラムだけではわかりにくい場合、文字の併記を行う。	-	-		
	チェック	基本項目				
		見る位置を想定し、立位でも車椅子からでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさのものを設置する。	○	○		
	チェック	検討項目				
案内方法		移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮する。	-	-		
	チェック	基本項目				
		JIS規格等があるものは、これを採用する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		子どもや外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記を考慮する。その場合、遠くからでも見やすいように文字の大きさに配慮する。	-	-		
色の選択	◇	施設利用者等に応じて、やさしい日本語の併記を考慮する。	-	-		
		窓口等音声案内が基本の場合等も視覚情報による案内を行う。	-	-		
		光等の視覚情報による案内、警報装置等の設置に配慮する。	-	-		
	◆	利用者が安心して施設を利用できるよう、ウェブサイトやユニバーサルデザイン設備や対応可能なサービス等の情報を提供する。	-	-		
	チェック	検討項目				
組み合わせ		色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・ピクトとあわせ、色だけに頼らないサインとする。	-	-		
		赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。	-	-		
		黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使わない。	-	-		
		暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。	-	-		
		青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。	-	-		
文字の色		細い線や小さい時には、黄色や水色を使わない。	-	-		
		明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混合するので使わない。	-	-		
	チェック	検討項目				
		白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。	-	-		
		暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させる。	-	-		
文字の色		パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色同士か、はっきりした色とパステル調を対比させる。	-	-		
	チェック	検討項目				
		背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける。(色相の差ではない。)	-	-		
		線の細い明朝体でなく、線の太い書体を使い、言葉の意味のまとまりを考えて文字間隔を調整する。	-	-		
		色だけでなく、書体(フォント)、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠等、形の変化を併用する。ただし、全体的にすっきりとしたデザインとする。	-	-		

3 情報			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
② 触知情報			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
視覚障害者誘導用ブロック	チェック	基本項目				
		敷地出入口から受付等まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	○	○		
		階段の上下端・スロープの上端に近接する通路、踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		視覚障害者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格によるものとする。	—	—		
		材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性を確保する、滑りにくいものとする等配慮する。	—	—		
		歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する。	—	—		
		視覚障害者誘導用ブロック等の色は、弱視の方の判別に配慮し、黄色を原則とする。また、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比に配慮する。	—	—		
		触知性、視認性を確保するとともに、車椅子等の支障とならないよう、十分かつ適切な敷設幅とする。	—	—		
		必要に応じ、エレベーターの呼び出しボタン、室の出入口の前等への点状ブロック等の設置を考慮する。	—	—		
		廊下等、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮する。	—	—		
	◇	屋内では、施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため『UDマット』を導入する。 [『UDマット』については、第4章参考資料参照]	—	—		
	◇	『UDマット』の色は、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比に配慮する。 [『UDマット』については、第4章参考資料参照]	—	—		
	◆	視覚障害者の歩行を妨げないよう、動線や視覚障害者誘導用ブロック、『UDマット』の周囲に障害物を設置しない。 [『UDマット』については、第4章参考資料参照]	—	—		
点字等	チェック	検討項目				
		案内図等では必要に応じ、点字を入れた、誘導を行う。	—	—		
		表記方法、設置方法、形状等について、規格があるものは、これを採用する。	—	—		
		数字による情報等については、浮き出し文字(一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの)をあわせて表示する。	—	—		
		墨字を併記する。点字と重なる場合は文字が見えにくくならないよう配慮する。	—	—		
		外部に設置するものの材質等については、寒暖による温度変化等にも配慮する。	—	—		
		触知しやすい高さ、角度に設置する。	—	—		
		同種の表示は、一定の位置に設置する。	—	—		
		階段手すりに、現在階の階数とフロア情報等を表示する。	—	—		
		廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。	—	—		
		スイッチの横にその種類を表示する等配慮する。	—	—		
		案内板は触知でもわかるように配慮し、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導に配慮する。	—	—		
	◇	タッチパネルによる案内を設ける場合は、音声装置や点字表示等を併せたものとする。	—	—		
③ 音声情報						
配置	チェック	検討項目				
		エレベーターにおける到着階、昇降方向等の音声案内を設置する。	—	—		
		自動車の出庫を知らせる警報装置、玄関の位置を知らせる音響装置等の設置に配慮する。	—	—		
	◇	設置場所の近い音声案内の音声は混ざらないよう工夫する。	—	—		
機能	チェック	検討項目				
	◇	音声案内は設置場所や性質に応じて適切な音量とする。	—	—		
	◇	施設利用者等に応じて、多言語の音声装置を設置する。	—	—		
④ 人的対応						
誘導方法	チェック	検討項目				
		施設整備で必要な対応を達成できない場合は、施設管理者によるソフト面で対応されることの確認を行う。	—	—		
		案内対応者のいる受付等に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	—	—		
		玄関付近への呼び出し装置、トイレ等への緊急通報用の呼び出し装置等の設置を考慮する。	—	—		
		非常時に救助を求める連絡が可能となるよう、一時避難スペース等に防災センター等との間で双方向で連絡のとれるインターホン等を設置する。	—	—		
	◆	施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行う等、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。	—	—		

4 環境			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 光・音・熱・空気質環境			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
光	チェック	検 討 項 目				
		十分な明るさを確保する。	－	－		
		極端な明暗の差が生じない照明計画とする。	－	－		
		照明はその目的に応じて色温度や演色性に配慮する。	－	－		
		下方からの照明は、近くにある段差や突起を見えにくくするので、配置や配光に配慮する。	－	－		
		反射によるグレアを防止するため、床仕上げ材は光沢のあるものを避ける。	－	－		
音	チェック	検 討 項 目				
		吸音や反響に配慮し、必要な音が明快に聞こえる環境を整える。	－	－		
		音量、音質に配慮する。	－	－		
熱	チェック	検 討 項 目				
		急激な温度変化によるヒートショックを少なくする。	－	－		
		待合や執務室等では、冷風や温風が直接人に当たらないよう吹出口を配置する。	－	－		
		輻射、日射等による寒暖の差が生じないように配慮する。	－	－		
空気	チェック	検 討 項 目				
		適切なシックハウス対策等により、適切な空気質環境を確保する。	－	－		
		冷暖房のない部屋等は通風を考慮する。	－	－		
5 安全			東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 避難・防災			努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	検 討 項 目				
		余裕を持った防災、避難計画とする。	－	－		
		避難階段、一時避難スペースへの想定される避難経路には段差を設けない。また、避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。	－	－		
		◇ 施設の用途により、エレベーター使用不可の場合を想定して緩降機等の設置を検討する。	－	－		
		◆ エレベーター使用不可の場合、人手による避難ができる体制を整備する。	－	－		
		防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	－	－		
		非常時に避難経路に障害物が生じないよう、ガラスは強化ガラスや飛散防止フィルム張りとする等の対策を行う。	－	－		
		移動制約者が、安全に救助を待つことができるよう、階段踊り場や非常エレベーター付近等に一時避難スペースを各階に確保する。	－	－		
誘導	チェック	検 討 項 目				
		音声放送、光の点滅による警報、文字放送等を用いて来庁者及び職員に対し、多角的に伝達する。	－	－		
		防災センター等との間で双方向が連絡のとれるインターホン等を設置する。	－	－		
災害時対応	チェック	検 討 項 目				
		災害が発生した場合に帰宅困難者や一時避難者の受け入れが必要となる可能性があるかを把握する。	－	－		
		受け入れの可能性がある場合は受け入れ人数による受け入れ場所を段階的に想定しておく。その際は非常時継続業務のための執務空間との区別やセキュリティ、暑さ寒さ等の配慮が必要となる。	－	－		
		受け入れ場所の設備は想定される状況(断水、停電等)と提供する支援の内容を確認の上、決定する。主な支援の内容はトイレ使用(車椅子使用者用便房含む)、食料・水、応急手当、携帯電話等の充電設備、公衆電話、交通情報・災害情報の提供等	－	－		
		◆ 災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、日頃から利用者や施設職員に対して、避難方法や連絡手段等を周知する。	－	－		
配置・機能		◆ 災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、日頃から利用者や施設職員に対して、高齢者や障害者、外国人、子ども等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	－	－		
② 防犯						
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		来庁者が利用する場所と、立ち入りを制限する場所との間で日常動線が交錯しないようなゾーン計画とする。	－	－		
		自然に監視ができるような建築計画とする。	－	－		
		人の目が届きにくいエレベーター、トイレ等は、設置する位置や人の出入りの様子等がわかるような工夫を考慮する。	－	－		
		外部空間については、植栽や囲障等により死角を作らないように配慮し、適切な見通しを確保する。また、適切な夜間照明の設置に配慮する。	－	－		
配置・機能		適切な防犯システムの設置等により、防犯性を確保するとともに、来庁者等の安全確保に配慮する。	－	－		

第4章 参考資料

1 参考資料について

本章は、第3章 ユニバーサルデザインチェックリストにあるチェック項目のうち、『UDマット』、トイレの機能分散配置、窓口の機能について、写真等を用いての補足となります。

2 『UDマット』

視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる「点字ブロック」を指します。）は視覚障害者の歩行の道標として重要な役割を果たしています。一方で、車椅子やベビーカー使用者、高齢者等にとっては移動の妨げになる可能性があり、バリアとなり得る一面もあります。

中野区では、法令等でJIS規格の視覚障害者誘導用ブロックの設置が定められていない箇所の新たな誘導方法の一つとして、車椅子使用者等の移動の妨げになりにくいユニバーサルデザインのマット（以下『UDマット』という。）の導入をチェックリストの検討項目として定めています。『UDマット』とは、JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックと比較して低突起、又は突起のない誘導用マット（タイル）で、白杖での質感の違いや足裏の感触によって視覚障害者を誘導する製品を指します。『UDマット』は、視覚障害者誘導用ブロックを設置しにくい場所にも設置でき、視覚障害者が自由に行動する範囲を広げる足掛かりとなり得ます。

誰かにとってのバリアフリーが誰かにとってのバリアとならない、ユニバーサルデザインの施設を整備していきます。

■『UDマット』の設置例



■トイレ用『UDマット』の設置例



(撮影場所:イオンタウン茨木太田)

【関連するチェックリストの項目】

- ・ 1—(2) 移動空間【建物内部】 ③—1 廊下 誘導 検討項目 (19 ページ)
「施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため、『UDマット』を導入する。」
- ・ 2 行為空間 ⑥—1 トイレ【全体計画】サイン表示 検討項目 (23 ページ)
「施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため、トイレ出入口及びトイレ内に、『UDマット』を設置する。」
- ・ 3 情報 ②触知情報 視覚障害者誘導用ブロック 検討項目 (28 ページ)
「屋内では、施設利用者等に応じて、視覚障害者へのさらなる情報提供のため『UDマット』を導入する。」
- ・ 3 情報 ②触知情報 視覚障害者誘導用ブロック 検討項目 (28 ページ)
「『UDマット』の色は、周囲の床仕上材との明度差、輝度比に配慮する。」
- ・ 3 情報 ②触知情報 視覚障害者誘導用ブロック 検討項目 (28 ページ)
「視覚障害者の歩行を妨げないように、動線や視覚障害者誘導用ブロック、『UDマット』の周囲に障害物を設置しない。」



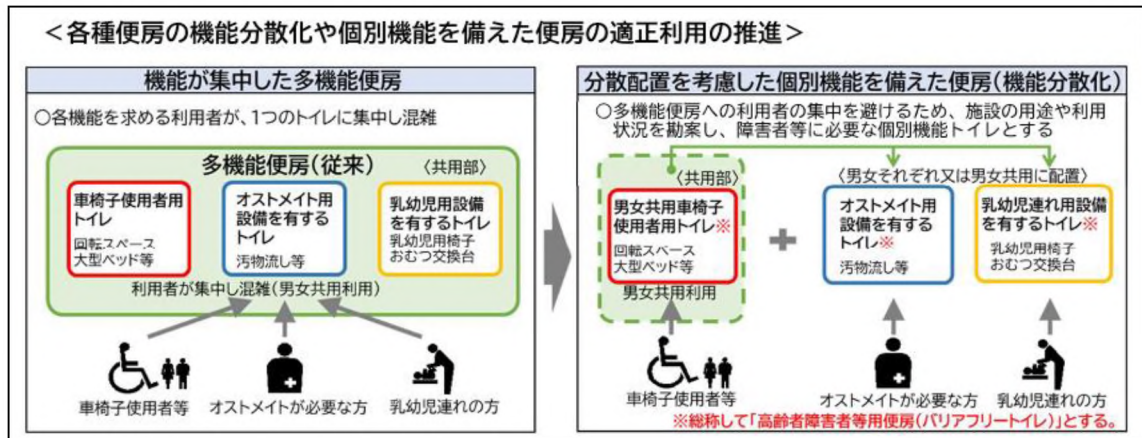
3 トイレの機能分散配置

トイレは全ての人の生活に身近な設備であり、快適に利用できるよう整備されていることは外出のきっかけとなります。

これまで多様な特性のある人が利用できるトイレとして、設備や機能が集約された多機能トイレが設置されてきました。しかし、多機能トイレには利用が集中し、利用しにくいと感じる人がいる、車椅子使用者の利用が困難となる等の課題があります。令和3年、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下、「建築設計標準」という。）及び「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」が改正され、多機能トイレ等これまでの表示を改めることとなりました。

さらに、施設や利用者の状況に応じてトイレの設備等を分散することが必要です。分散する方法として、一般トイレに乳幼児用やオストメイト用の設備を設置する方法、車椅子やベビーカー使用者等も利用できる広めのブースを設置する方法等があります。新設や改修の際には利用者の意見を取り入れてより使いやすくする工夫が重要です。

■トイレの機能集中から機能分散配置へ



(出典:建築設計標準 国土交通省住宅局)

■機能分散配置例

(1) トイレ内に乳幼児用設備を設置



(2) 一般トイレに車椅子やベビーカー使用者等も利用できる広めのブースを設置



【関連するチェックリストの項目】

・ 2行為空間 ⑥—1トイレ【全体計画】配置 検討項目 (23 ページ)

「車椅子使用者用便所、男女共用便所、個別機能(オストメイト用設備、乳幼児用設備等)を備えた便所をバランスよく配置し、トイレの多機能化を図る。また、車椅子使用者用便所に利用が集中しないよう、機能の分散に配慮する。」

・ 2行為空間 ⑥—3トイレ【個別機能を有する便所、その他】

配置・扉 検討項目 (24 ページ)

「一般トイレに設ける便所のうち、1か所は車椅子使用者、ベビーカーを使用する子ども連れ等の利用に配慮したものとする。」 他



4 窓口の機能

窓口の機能として、次のような設備を整えていることが望ましいです。

(1) 耳マーク表示板



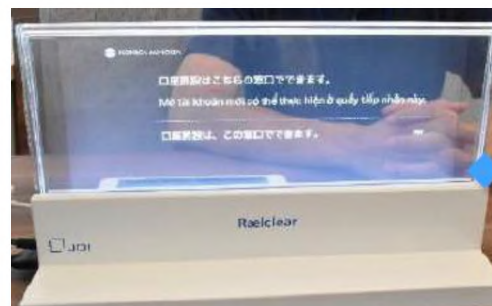
(2) 筆談ボード



(3) 拡大鏡



(4) ICT機器例（透明ディスプレイ）



（出典：ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業資料 東京都福祉局）

【関連するチェックリストの項目】

- ・ 2行為空間 ③窓口 機能 検討項目（22 ページ）
「窓口には聴覚障害者への対応を示すため、耳マーク表示版を設置する。」
- ・ 2行為空間 ③窓口 機能 検討項目（22 ページ）
「窓口には、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するため、筆談用のメモ用紙や筆談ボード等を準備する。」
- ・ 2行為空間 ③窓口 機能 検討項目（22 ページ）
「視覚障害者等のための道具（拡大鏡等）を設置する。」
- ・ 2行為空間 ③窓口 機能 検討項目（22 ページ）
「障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、施設利用者等に応じて、ICT機器を活用する。」 他



中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドライン

6中企企第1522号

令和7年(2025年)3月発行

編集・発行 中野区企画部企画課

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

電話 03-3228-8229

FAX 03-3228-5476

ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>
